

後方カメラモニタリングシステムの表面要件等について（UNR46 改正）

- 適用範囲
 - 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）。
- 概要
 - 「間接視界装置の協定規則（第４６号）」の後方カメラモニタリングシステムの規定に表面要件等を追加する改訂が、令和４年３月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
 - 追加された要件は以下のとおり。
 - ・ 後方カメラモニタリングシステムの部品の「鋭い部分がないこと（曲率半径 2.5mm 以上）」とする基準において、後写鏡と同様、衝撃テスト後に支持材に取付けられたままとなっている部品を追加。
 - ・ 突出量が 5mm 未満の後方カメラモニタリングシステムの部品については、後写鏡と同様に、鋭い部分がないこととする基準を除外。
 - ・ 地上から 2m 以上の高さに取付けられている後写鏡及びカメラモニタリングシステムについては、鋭い部分がないこととする基準を除外。
- 改正時期（予定）： 令和４年１０月上旬
- 適用時期（予定）： 新 型 車：令和６年９月
継続生産車：令和８年９月